

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 福岡県  
(氏名) A

上記被審人に対する令和6年度（判）第18号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金35万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年1月6日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年10月30日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、情報処理サービス業務、情報提供サービス業務等を行うことを目的とする株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド（以下「ミンカブ」という。）の役員であった者から、同人がその職務に関し知った、ミンカブの業務執行を決定する機関が、LINE株式会社によって新たに設立される会社の全株式を取得し、同社をミンカブの完全子会社とすることについての決定をした旨の重要事実の伝達を、令和4年8月29日頃に受けながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実が公表された同年9月28日午後3時頃より前の同月20日及び同月21日、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所が開設する金融商品市場において、同市場（グロース市場）に上場されていたミンカブ株式合計1200株を、自己の計算において、買付価額合計234万8100円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項、第1項第1号、第2項第1号タ、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第2号、

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格2,250円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(2,250円×1,200株)

$$\begin{aligned} & - (1,890\text{円} \times 200\text{株} + 1,967\text{円} \times 100\text{株} + 1,969\text{円} \times 200\text{株} + 1,970\text{円} \times 200\text{株} + \\ & \quad 1,971\text{円} \times 400\text{株} + 1,972\text{円} \times 100\text{株}) \\ & = 351,900\text{円} \end{aligned}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、350,000円となる。